

Clovernet マネージド VPN サービス利用規約に付帯する Clovernet NFV 利用条件
(NFV01_Ver.20220630)

本利用条件は、基本規約における「回線サービス」に付帯サービスとして、NEC ネクサソリューションズ株式会社（以下、「乙」と呼ぶ）が提供する Clovernet NFV の利用条件を定義するものである。甲は、基本規約および本利用条件に全て同意し、従った上で Clovernet NFV を利用するものとする。

第1条（定義）

本利用条件における用語の定義は、基本規約に定めるほか以下の通りとする。

- (1)「甲」とは、本利用条件を承諾して本項第4号の個別サービスを利用する法人をいう。
- (2)「回線サービス」とは、基本規約第6条に定める「回線サービス」をいう。
- (3)「基本規約」とは、「Clovernet マネージド VPN サービス利用規約」をいう。
- (4)「個別サービス」とは、Clovernet NFV に関して甲乙間で成立した個々の契約をいう。
- (5)「サービス用基盤」とは、サービス用設備内に存在し、Clovernet NFV の提供を目的として乙が自己の判断により電気通信事業者から提供を受ける電気通信設備をいう。
- (6)「Clovernet NFV」とは、乙がサービス用基盤によりネットワーク機能を提供するサービスをいう。別記により詳細を定める。

第2条（本利用条件の適用）

本利用条件は、甲の Clovernet NFV の利用における条件を定め、個別サービスに適用される。甲は、Clovernet NFV を利用することにあたり本利用条件のすべての記載内容について同意する。

2.前項に定めるほか、Clovernet NFV の利用条件は、基本規約における本サービスの利用条件を適用する。

ただし、基本規約の定めと本利用条件の定めが異なる場合には、本利用条件が優先的に適用され、本利用条件に特に定めのない事項は基本規約が適用される。

3.Clovernet NFV に関してアルテリア・ネットワークス株式会社が Web 上に掲載する「VANILA サービス契約約款」は本利用条件の一部を構成する。ただし、「VANILA サービス契約約款」の定めと本利用条件の定めが異なる場合には、本利用条件が優先的に適用され、本利用条件に特に定めのない事項は「VANILA サービス契約約款」が適用される。

4.Clovernet NFV の利用料金は個別サービスにおいて定める。

5.乙は、予め甲に通知（乙所定のウェブサイトに掲載する方法を含み、以下同様とする）することにより、本利用条件を変更することができる。ただし、緊急止むを得ない場合に限り、乙は甲に通知することなく本利用条件を変更することができる。

係る変更がなされた場合、Clovernet NFV の提供条件は変更後の本利用条件による。

第3条（個別サービスの提供条件）

甲は、乙の指定する回線サービスを利用している場合に限り、Clovernet NFV の申込み、及び利用することができる。ただし乙が承諾した場合はこの限りではない。

第4条（サービス開始日）

乙が指定する書面その他の方法で甲が乙へ送付し、乙が承諾の意思表示を行うことにより、個別契約が成立する。

2.乙は Clovernet NFV の利用可能となる時期を書面その他の方法で甲に通知する。

3.Clovernet NFV のサービス開始時期の通知については、基本規約における本サービスに関する定めを適用する。

第5条（甲の責任）

甲が本利用条件に反した行為、不正または違法な行為によって乙に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害賠償の請求を行うことができる。ただし、乙の責めに帰する事由による場合に関してはこの限りではない。

2.甲が Clovernet NFV の利用により第三者に対して損害を与えた場合には、自己の責任でこれを解決し、乙を免責し、損害を与えないものとする。

第6条（免責）

乙は、基本規約第28条に加え、次の各号のいずれかに該当する事由により甲または第三者に発生した損害について免責される。

(1)甲が Clovernet NFV を利用するための甲の環境（甲端末設備など）における障害、不具合または性能値等に起因する損害

(2)乙が甲のサービス用基盤の OS のバージョンアップ等を行ったこと、または行わなかったことに起因する損害

(3)乙が Clovernet NFV を甲へ提供する上で、電気通信事業者から提供を受けるサービス用基盤の障害に起因する損害

第7条（サービスの廃止）

1.乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、Clovernet NFV の全部または一部を廃止することがあります。

(1)サービス用基盤を提供する電気通信事業者が、サービス用基盤の提供を廃止した場合

(2)乙の判断による場合

2.乙は、前項の規定により Clovernet NFV の全部または一部を廃止にする場合、甲に対し予め廃止する

前にその旨を通知する。

第 8 条（解除）

乙は、基本規約第 36 条に加え、次の各号のいずれかに該当する時、個別サービスの全部または一部を解除することができる。

(1) Clovernet NFV の利用停止をされた甲が、当該利用停止が終了した後に Clovernet NFV を再び利用し、当該利用停止の原因と同一または類似の行為を行った場合

(2) 甲が乙の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと乙が判断した場合

別記（Clovernet NFV について）

Clovernet NFV とは、サービス用通信回線においてクラウド上で以下のネットワーク機能を提供するサービスである。

※「NFV」とは、「Network Functions Virtualization」の略称。

機能	品目	提供内容
vCenterRouter	Dedicated	甲専用のサービス用基盤を利用し、甲が指定する甲端末設備と乙の管理するアクセスポイント間で相互通信を提供する電気通信サービス